



島根県報

令和5年9月26日（火）

第 4 5 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和5年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（畜 産 課）	2
土地改良区の役員の退任の届出	（農 村 整 備 課）	2

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	2
公共測量の終了	（ ” ）	2

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正		3
------------------------	--	---

告 示**島根県告示第647号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和5年度地方の臨時種畜検査を実施し、種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11387635076	多喜福（全和黑15976）	肉用牛 黒毛和種	1 級
11398342390	貴功彦（全和黑原6580）	肉用牛 黒毛和種	1 級
11648034068	暁亀忠（全和黑原6581）	肉用牛 黒毛和種	1 級

島根県告示第648号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

出雲市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

曾田 修一 出雲市荒茅町3212番地

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（路線測量）

2 作業期間

令和5年8月20日から同年10月31日まで

3 作業地域

安来市清水町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年

9月12日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年2月15日から同年3月17日まで
- 3 作業地域
浜田市上府町地内

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第9号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月26日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

附則第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 第12条に定めるもののほか、職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（管理者が定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって管理者が定めるものに従事したときは、防疫作業等従事手当を支給する。この場合において、第12条の規定は、適用しない。

- 4 前項の手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で管理者が定める額とする。

附則中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とする。

附則第8項に見出しとして「（条例附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する通知）」を付し、同項を附則第6項とする。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。